

庭窪コミュニティセンター整備工事石綿除去工事監視業務委託仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本業務委託仕様書は、庭窪コミュニティセンター整備工事石綿除去工事監視業務の委託に適用する。
2. 当該業務の遂行に当たっては、石綿除去工事内容を的確に把握するとともに、本仕様書の内容を誠実に履行しなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項については、建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下、「共通仕様書」とする）によるものとし、その他関係法令及び本市条例・規則・規程等に準拠して行わなければならない。

1. 2 用語の定義

1. 「受注者」とは、本市と庭窪コミュニティセンター整備工事石綿除去工事監視業務委託契約を締結した者をいう。
2. 「請負者」とは、本市と庭窪コミュニティセンター整備工事請負契約を締結した者をいう。
3. 「監督職員」とは、守口市契約規則第25条に規定する監督職員をいう。監督職員は受注者並びに委託監督員に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うとともに、完成検査、一部完成検査、出来高検査その他必要があるときに立ち会うものとする。
4. 「委託監督員」とは、石綿除去工事監視業務委託契約の履行に関し、業務責任者として業務の管理および総轄等を行うとともに、対象工事の適正な履行を確保するために必要な監督を行う者である。委託監督員は本仕様書によるほか、守口市工事監督規程の該当項目を準用して業務を遂行しなければならない。
委託監督員は、石綿除去工事の現場着工前及び現場完了後においても書類等の整備を現場外でも行う事が可能である。
5. 「報告」とは、委託監督員が監督職員に対し、工事監視業務遂行上必要な事項について、書面をもって知らせることをいう。

第2章 工事監視業務の概要等

2. 1 概要

当該業務は、庭窪コミュニティセンター整備工事における石綿（アスベスト）除去工事のみの監視業務を行うものとする。

2. 2 工事監視対象施設等

1. 所在地

守口市佐太中町一丁目8番2 外9筆

2. 履行期間

始 契約締結日 から

至 庭窪コミュニティセンター整備工事完了日（令和8年11月30日予定）

※ ただし、アスベスト除去工事が全て完了し、委託監督員が監視する必要のなくなった時点をもって業務完了とすることができるものとし、その完了日については監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3. 対象施設

解体工事対象施設

●名 称 コミュニティセンター

・構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て

・延床面積 約 1,190 m²

○ その他、交番、附属工作物、外構等

・石綿除去工事概要

内壁塗材（下地調整材）の除去 対象面積 約 62.0 m²

石綿含有成形板等の除去

外装材 対象面積 約 446.0 m²

内装材 対象面積 約 1,154.0 m²

配管エルボ、チーズ、フランジパッキン 計 123 か所

その他、現場にて新たに確認された石綿含有建材の除去

2. 3 アスベスト除去作業における確認及び環境監視業務内容

1. アスベスト除去作業における確認及び環境監視業務

アスベスト除去作業期間中は、以下の確認及び監視業務を行うこと。

1) アスベスト除去作業前の養生の現場確認

請負者が設置した養生について、適正に設置されていることを現場確認し、記録すること。

2) アスベスト除去作業中の環境監視

アスベスト除去作業が行われる間、請負者において石綿濃度測定の実施が必要となった際には、その測定作業について適宜現場確認し、記録すること。

3) 除去完了の確認

請負者が行うアスベスト除去作業の施工区分毎に適宜立会い、適正な除去が行われていることを確認し、記録すること。

4) デジタル粉塵計での大気環境測定

アスベスト除去作業が行われる間、委託監督員が用意したデジタル粉塵計にて大気環境測定を適宜実施し、記録すること。

5) 上記1)から4)における現場確認日については、事前に監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。また、確認記録したものを監督職員へ報告すること。

第3章 業務の実施

3. 1 業務委託条件

1. 監視の方法

- 1) アスベスト除去工事についての重点監視とし、進捗の報告を適宜行うものとする。
- 2) 除去工事に係る期間（事前調査報告書、施工計画書等必要書類の作成期間を含む）は約3か月を想定しており、その期間中は月8回程度の確認・監視業務を実施すること。

2. 資格要件

受注者は、直接かつ恒常的な雇用関係があり、次のいずれかの資格要件を満たす者を委託監督員として1名選任し、アスベスト除去確認及び環境監視担当者とする。

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者
- ③ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

3. 2 委託監督員の責務

委託監督員は監督職員との連携を密にし、工事請負契約書、共通仕様書、本業務委託仕様書、設計図書及び関係法令等に基づいて、請負者にアスベスト除去工事を円滑かつ適正に履行させるため、本仕様書で別に定めるもののほか、次の業務を始め必要な監視及びこれに伴う事務を誠実に行うものとする。

1. 請負者が実施したアスベスト含有建材事前調査報告書について確認し、必要に応じて請負者に対し報告書の内容の是正指導や追加調査実施の助言等を行う。
2. 工事の施工計画、工程などを検討し、工事が契約書及び設計図書のとおり行われるよう請負者に対し技術指導を行う。また、必要に応じて結果を確認のうえ、監督職員に報告する。
3. 工事内容に変更が生じた場合は、協議の上、必要に応じ変更内容について技術的検討を実施し、市に報告すること。
4. 監督職員及び請負者との打合せ・指示協議録を作成し、監督職員の指示があれば速やかに提出すること。また、業務報告書は毎月市が指定した日に提出すること。
5. アスベスト除去工事の検査については、委託監督員が事前に検査を行い、完了部分の確認をした上で、監督職員に報告すること。
6. 本仕様書並びに本契約関係図書に明記されていない事項については、監督職員の指示によるものとする。

3. 3 監督職員の権限

監督職員は、本仕様書で別に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

1. 本市の意図する業務を完了させるための受注者又は委託監督員に対する業務に関する指示。

2. 本契約の履行に関する受注者又は委託監督員との協議。
3. 業務の進捗状況の確認、本仕様書の記載内容と履行内容の照合その他本契約の履行状況の調査。

3. 4 提出書類等

受注者は、契約時に次の書類を提出すること。

- 1) 業務計画書
- 2) 委託監督員の資格者証の写し

3. 5 業務報告書

1. 業務報告書については次のとおりとする。

- 1) アスベスト除去工事監視業務報告書

アスベスト除去工事監視業務実施状況を本市指定様式にて提出すること。

- 2) 打合せ・指示協議録（2部）

監督職員及び請負者等との打合せ結果について、本市指定様式にて提出すること。

- 3) 日報

日々の業務内容を、本市指定様式にて提出すること。

3. 6 監視報告書等

1. 監視報告書については次のとおりとする。

- 1) 工事監視報告書

必要事項を記載し、本市指定様式にて提出すること。

- 2) 検査記録

設計図書に定めのある検査及びその他監督職員の指示による検査を行った場合、検査項目一覧表、検査結果の記入・作成及び検査状況の写真等を添付し提出すること。

3. 7 関係資料

1. 本市貸与

- 1) 設計図書（図面、内訳書及びその他関連資料）
 - 2) 守口市工事監督規程
 - 3) 工事提出書類一覧表

※ 業務終了後速やかに本市に返却すること。

2. 次に掲げる資料は状況に応じて参照すること。（最新版）

「公共建築工事標準仕様書」

「建築工事監理指針」

「公共建築改修工事標準仕様書」

「建築改修工事監理指針」

「建築工事標準詳細図」

「建築物解体工事共通仕様書」

3. 8 その他

1. 各提出書類等については、委託業務終了後速やかに提出すること。
2. 委託監督員の現場監視、立会い、その他の業務に要する交通費等の経費については全て受注者負担とする。
3. 委託監督員は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。